

Ⅱ. 学校の経営

1. 学校経営方針

憲法および教育基本法に則り、学校教育法における「義務教育の目標」及び小学校学習指導要領の趣旨を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を發揮しようとする態度を身につけた児童の育成を図る。そのために、適切な教育課程を編成し、これらに掲げる目標の達成の実現を図りながら、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開し、児童に「生きる力」を育むことを目指すものとする。それに加え、確かな学力を育成するためには、必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするか明確にするとともに「主体的・対話的な学び」の実現に向けた授業改善を推進し、学習の質を一層高めていくことが重要と考える。

具体的には、これまでの教師主体の一斉授業からの脱却を行い、「教え」から「学び」への転換を図る。教師は、児童の主体的な学びを支援するファシリテーター（伴走者）として、子どもたちが主役の学習活動による「個別最適な学び」と「協働的な学び」の実現をめざすものとする。

本校では、国、府および市の教育理念や方針を踏まえ、「枚方市教育振興基本計画」に定められた「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」という教育目標を学校目標としても掲げ、その実現をめざしていく。

また、本校は「学校運営協議会」を校内に設置し、「地域にひらかれた学校」から「地域とともにある学校」づくりを実践する観点から、コミュニティスクールを推進している。校長の学校経営方針を地域、保護者等に広く示すことで子どもたちを地域総がかりで育てる意識を持ち、学校運営等について保護者及び地域住民等の理解、協力が促進されるよう努めていく。「すべては校区の子どもたちのために」を最大の目的とし、地域からの大きな支援を得ながら、学校運営を進めていく。

1. 学校教育目標

健康 健やかでたくましい心とからだ

自主 豊かな自己と確かな表現

協和 響き合う心

2. めざす子ども像

「自ら学び、心豊かなたくましい子ども」

○自ら考え、学ぶ子ども 自らよく学び、考えて行動する子ども

○心豊かな子ども 自他を大切にし思いやりのある子ども

○たくましい子ども 心身ともに健康で明るくたくましい子ども

3. めざす学校像

○一人一人が大切にされ、居場所のある学級

○「わかる」「できる」学ぶ喜びのある授業

○明るく落ち着いた、地域とともにある学校

4. めざす教職員像

「学び続ける教職員」

○信頼される教職員

○学びあい高めあう教職員

○熱意と責任感のある教職員

5. 重点項目

(1) 確かな学力と自立を育む教育の充実

①学校運営体制について

- ・校長は、校務全般にわたってリーダーシップを発揮し、学校経営方針等を教職員に周知し共有するとともに、教職員一人一人の学校経営への参画意識を高め、それぞれがその役割を十分に果たすことができるよう、機能的な組織体制となるように、学校運営体制の確立を図る。
- ・教職員の長時間勤務の縮減のため、校務や勤務状況を把握し、業務改善に取り組む。
- ・校務分掌の業務内容と責任を明確にし、教育課程を効率的・効果的に進め、活性化を図る。
- ・職員会議は、法令等の趣旨を踏まえ、適正に運営する。
- ・企画運営委員会では、学校運営上の諸問題の検討や職員会議の議題の整理などを行うとともに、学校経営への参画意識の向上を図る。
- ・学校運営体制の構築や管理職の資質向上に向け、必要な支援を行うことを目的とした「学校支援ディレクター」の効果的な活用を図る。
- ・学校教育自己診断の結果等を活用した自己評価を行うとともに、学校関係者評価として、保護者や学校運営協議会委員から提言や評価を受け、教育活動の改善に生かす。
- ・きめ細かな指導の充実と小中学校を義務教育のまとまりとして捉え、教職員の「9年間の教育に責任を持つ」ことを意識した取組を推進する。
- ・情報公開条例及び個人情報保護条例の趣旨に基づいた教育情報の作成・保管・保存の校内体制及びファイリングシステムを確立する。また、「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に基づいて管理を行う。

②学習指導について

- ・校内組織体制に位置づけた学力向上委員会や学年会で、各学年の年間指導計画の則った学習の進捗状況の管理、「Hirakata 授業スタンダード」に基づいた授業づくりや教材研究等、授業改善に向けた取組を、1人1台タブレット端末等の機器を効果的に活用しながら、学力向上推進担当者及び情報教育推進主担者、学年主任、教科主担を中心として組織的に推進する。
- ・学習指導要領に則した適正な教育課程を編成するとともに、それらを適切に指導する。また、学習指導要領の趣旨や内容等を十分に理解し、適切な実践を行い教育活動の質の向上をめざす。
- ・英語によるコミュニケーション能力の向上を図るため、互いの考えや気持ちなどを英語で伝えあうなどの言語活動を行うなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分に理解し、実施していく。
- ・情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成していくために必要な資質・能力であることから、その育成に当たっては、「枚方版 ICT 教育モデル」を活用しながら、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台のタブレット端末等の ICT を計画的に活用する。
- ・すべての学習の基盤となる「言語能力」の育成を図るとともに、授業力向上、授業改善を図るために校内での公開研究授業や相互授業参観等による授業研究を行う。一方で、研究指定校の公開授業・研究協議会にも積極的に参加する。
- ・「全国学力・学習状況調査」の全教員による分析等を行い、児童の実態を把握し、授業改善に活かす。また、「大阪府新学力テスト」の結果からも児童の学力や学習状況等を分析・把握し、学力向上に向けた成果や課題を検証し、その改善を図っていく。
- ・教育効果を高めるため、指導と評価の一体化を図り、目標に準拠した評価を適切に行う。
- ・「枚方スタンダード」に基づき、児童の発達段階に応じた学習規律を確立する。
- ・家庭学習の定着に向け、ICT 機器の活用、自主学習ノートの活用等、系統的な自学自習力向上の取組を推進する。また、学習コンテンツなどを活用し、授業や放課後学習、家庭学習等、1日の学びの連続性に重きを置いた取組をすすめる。
- ・国の「GIGA スクール構想」に向けて整備された「1人1台端末」等 ICT 環境が、今後も教育現場にさらに広がりを見せることになることを強く意識して、全ての教員が端末等を効果的に活用した授業等

に積極的に取り組み、ICT活用指導力の向上に努める。

- ・児童の発達段階に応じ、体験を通した「プログラミング的思考」を育み、コンピューターやプログラミング教育教材等を必要に応じて活用した問題を解決しようとする態度を育むよう指導していく。
- ・音楽科や社会科において国歌「君が代」を適切に指導する。
- ・児童の読書活動推進に、本校に配置された学校司書や枚方市立図書館、保護者・地域、外部人材等と連携するとともに、学校図書館の適切な蔵書管理、環境整備を図る。
- ・外国語科及び外国語活動において、学級担任が主体的に実施する授業や学級担任とJTEの効果的なチーム・ティーチングによる実践を推進する。
- ・実験・実習や実技指導など、危険を予測して、教具等の事前確認・事後処理を行うとともに、児童の安全確保及び安全管理に十分配慮する。

③進路指導について

- ・児童が「学ぶこと、生きること」に、自ら目標を持ち、考え、自己実現を図っていくとともに、将来社会人として自立し、より良い社会を創っていくことができる能力や態度を身に付けるよう指導・支援する。
- ・キャリア教育については児童が夢や志を持ち、社会的・職業的に自立し、より良い社会を創っていくとする態度を養うとともに、自らの人生や新しい社会を切り拓くために必要な能力の育成に努める。
- ・キャリアパスポートを活用するなど、義務教育9年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育を充実させる。

(2) 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実

①道徳教育

- ・道徳科を要として、学校教育活動全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養う。
- ・道徳科では、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。
- ・道徳教育推進教師を中心にした指導体制を構築し、質の高い多様な指導方法や評価のあり方について組織的・計画的に研究を進める。さらに、家庭や地域に道徳科の授業公開を行う。

②人権教育

- ・すべての子どもたちの人権が尊重され、生き生きと学校生活を送れるよう、教職員自らが人権意識を絶えず高めるよう心がけるとともに、人権尊重の精神に徹した教育活動を推進する。
- ・「枚方市人権教育基本方針」を踏まえた校内体制を整え、人権尊重の視点に立ち、すべての児童の自立、自己実現、豊かな人間関係づくりを図るため、全体計画及び年間指導計画に基づき、系統的、継続的に取り組む。
- ・共生社会の実現をめざし、障害者に対する無理解や偏見等を取り除き、障害者の人権が尊重される教育を推進する。
- ・児童の人権意識の向上及びいじめ等による人権侵害事象の未然防止を図る。
- ・児童虐待の防止にあたっては、児童の相談体制を構築するとともに、児童や保護者の状況把握を行い、未然防止・早期発見に努める。
- ・「児童虐待の防止等に関する法律」の趣旨を踏まえ、虐待やその疑いのある場合は、関係機関に速やかに通告するとともに、虐待防止や虐待通告について保護者等への啓発に努める。また、通告後も、児童が安心して学校生活を送れるよう、校内での情報共有や関係機関との継続的な連携を図る。
- ・全ての教育活動において、固定的な性別役割分担意識にとらわれないようにするとともに、男女共同参画社会の実現をめざした教育活動を適切に計画・実施する。
- ・性的マイノリティとされる児童についての理解を深め、個の状況に応じて教職員が協力して児童が相談しやすい環境を整えるとともに、心情に配慮した上で、児童が正しく理解できる教育に努める。

- ・児童が生命や平和の尊さについて理解し、主体的に考えるとともに、国際社会に貢献できる資質と態度を身に付けることができるよう、平和教育の指導に努める。

③健康教育

- ・新型コロナウイルス感染症の対応については、国、府、市の対策マニュアルを参考に、その感染状況を見ながら、今後も学校生活における様々な場面において必要に応じて感染症対策に努める。
- ・「健康の3原則」（食事、運動、休養・睡眠）の理念に基づき、児童が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る能力と実践力を育てる。
- ・体力の向上及び心身の健康の保持増進を図るため、体育の学習を中心として、生活科、「総合的な学習の時間」や特別活動と関連させた指導を行う。また、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果等を活用し、指導の改善に努める。
- ・児童の健康管理等について、保護者や保健医療関係者と連携し、児童自らが健康を保持増進できる資質や能力の育成を図る。
- ・食に関する指導について、全体計画に基づいて、学校給食の活用や、各教科等の指導において推進し、望ましい食習慣の形成に努める。また、食物アレルギーの事故防止や熱中症、感染症、食中毒等の予防に取り組むとともに緊急時に適切な対応が行えるよう体制を整える。

④特別活動

- ・特別活動では、集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的・意欲的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、資質・能力を育成する指導の充実を図る。
- ・儀式的行事においては、厳粛かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機付けとなるような活動を行う。

⑤幼保こ小連携

- ・就学前施設と小学校の交流・連携を進め、「架け橋プログラム」を推進することで、新1年生の不安感を払拭し、将来における不登校児童の減少や就学までに身につけた力をさらに伸ばすことが期待される。

(3) 教職員の資質と指導力の向上

教職員はより高い人権意識が求められ、あらゆる事象や課題に常に敏感であることが必要である。日頃から子どもの心や身体を思いやる意識や人権を尊重する感覚をしっかりと高めるような研修を計画し実施する。また、アンガーマネジメント研修にも取り組み、他者への気遣いが出来たり、思いやりのある心を身につけるなどの人間性を高めることをめざす。研修形態も工夫して、教員同士がディスカッションなどを行い、子どもへの指導方法などについてお互いに助言し合えるような同僚性を築いていく。

- ・管理職がすべての担任から学級の様子を聞き取り、問題点はないか共有したり、授業を参観し担任の指導の様子、子どもの様子をこれまで以上に把握するように努める。日頃より児童、学級の現状を把握し担任をサポートして、一人で抱え込んだり孤立化しないよう複数の教職員で協力して子どもたちを指導していくこととする。特に経験の浅い教職員については、あらゆる機会に指導や助言、声掛けなどを行い、勤務状態や生活、健康面などにも注意して資質向上に向けて支援を行っていく。

① 教職員の服務について

- ・教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであり、常に全力を傾注して、それぞれの職務の遂行にあたる。このことをわれわれは深く自覚し、法令等に定められている服務規律を遵守することはもとより、勤務時間の内外を問わず、保護者、市民の教育に対する信頼と、教職員に対する信頼を高めることを心がける。

②学校の業務改善について

- ・子どもたちにとって教員からの影響は大きく、教員が働きがいを感じ、誇りを持って生き生きと教壇に立つことは、学校教育の水準の維持・向上に資することといえる。そのために本校では、教員の長時間勤務の縮減に向けた取組や、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人一人の意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組む。

③教職員研修について

- ・教職員に必要な倫理観や規範意識を養うとともに、専門的な知識と実践的指導力を身に付け、「学び続ける教職員」を育成するため、研修の充実を図る。
- ・児童の主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、「Hirakata 授業スタンダード」(第2ステージ)に基づいた授業改善を進める。
- ・学習指導要領の円滑な実施に向け、趣旨や内容の周知とともに、組織的に授業改善に取り組む。
- ・校内研究では、国語科の授業研究を中心に、組織的・計画的に実施し、指導力の向上を図る。
- ・OJT による実践的研修や、指導主事及び教育推進プランナー等を活用した研修を推進し、指導力の向上に努める。また、外部講師を招き、指導助言を受ける研究授業を計画、実施する。
- ・児童の情報活用実践力及び情報モラル、ICT 活用力を高めるとともに、教職員の情報セキュリティ意識やモラルの向上を図る。
- ・市や府の教育委員会が実施する研修を積極的に受講するとともに、その成果を校内研修に生かして充実を図る。

(4)「ともに学び、ともに育つ」教育の充実

①支援教育について

- ・障害のある児童の自立をめざし、その可能性を十分に引き出すとともに、すべての児童がともに育ち合うよう、「ともに学び、ともに育つ」教育の充実に努める。
- ・発達障害を含む障害のあるすべての児童一人一人の教育的ニーズに応じた支援の充実を図るとともに、自立に向けた効果的な指導・支援を行う。
- ・障害のある児童の保護者の意向を受け止め、合意形成を図り、合理的配慮の観点を踏まえて、一人一人の障害の状況に応じた適切な教育を計画的・系統的に行う。
- ・支援教育コーディネーターを中心とした全体的な支援体制を確立し、全校的な支援体制のもとに教育活動を推進する。
- ・通常の学級には発達障害等支援を必要とする児童が在籍していることを前提に指導・支援の充実を図るとともに、ユニバーサルデザインに基づいた授業づくりに積極的に取り組む。
- ・個別の指導計画及び教育支援計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実する。

(5) 社会に開かれた学校づくりの推進

①学校・家庭・地域の連携について

- ・「学校図書館の整備・充実」に特化した取組を市内でも先進的に推進している本校のコミュニティスクールでは、学校運営協議会において保護者や地域の理解・協力を得て、本年も特色ある教育活動を継続して展開していく
- ・地域人材等の積極的な活用に努めながら、市学校園活性化推進校園事業等に取り組み、特色ある教育、特色ある学校づくりを推進する。
- ・各家庭をはじめ PTA や地域諸団体との連携を深める学校体制づくりに努め、教職員が、PTA や地域の諸活動に協力し、交流を深める。

- ・学校の信頼の醸成や課題解決の促進のため、本校の教育計画や学校の抱える課題、日々の教育活動や非常時における対応等について、ホームページ・ブログ等を有効活用するなど積極的に学校の取組や子どもたちの状況等の情報の公表に努め、地域・保護者から信頼される学校づくりをめざすとともに説明責任を果たしていく。

(6) 学びのセーフティネットの構築

①安全について

- ・自然災害・不審者の侵入等や学校事故・交通事故に対して、安全教育の一層の徹底と学校施設・設備の点検整備や充実等により、児童の安全確保及び学校の安全管理に努める。
- ・児童が生涯を通して安全な生活を送る基礎を培い、危険に適切に対応する力や、自らの命を守りぬくために「主体的に行動する態度」の育成を図る。
- ・保護者や地域の協力を得て、地域と一体となった安全確保の取組を推進し、登下校時の児童の安全確保に努める。

②生徒指導について

- ・本校では、生活指導主担を担任外とし職員室の前席に配置する。教員からの児童の問題行動等の報告は学年主任等を通じて生活指導主担者に報告され、複数で組織的に対応する体制を組むこととする。今年度は、さらに一層、生活指導体制を明確に確立し、重大度のレベル順などで把握するなど、生指事案を常に見えるようにすることで、問題が発生してもすぐに解決できる環境を実現し、さらに問題が発生しにくい環境を実現するために組織体制を強化していくことを重点課題とする。
- ・学年の担任同士が連絡を密に取りあい、子どもたちのなやみを聞き取ったり、定期的に行っている生活アンケートを必要に応じて実施し、子どもたちがなんでも気軽に相談できる体制をしっかりと見える化していく。一人の子どもを全員の教職員で見っていくという意識を持ち、気になることがあれば必ず複数で対応する取り組みを進める。また、本校に配置された相談員や中学校区のスクールカウンセラーを積極的に活用し、子どもの不安や悩みを聞き取ることとする。担任は、クラスの子どもに関しての一日の学校生活の中であった問題や課題を保護者に丁寧に伝え、連携しながら解決していこうという意識を強く持つことに努める。
- ・一人一人の児童の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う。
- ・問題行動が発生したときは、事実関係を正確に把握し、適切な初期対応と情報共有に努める。
- ・授業の充実を基本として、全教職員がカウンセリングマインドを身に付け、教育相談を行うなど、児童に寄り添い、内面にせまる心のかよった指導を行う。
- ・義務教育9年間を見通した系統性・継続性のある生徒指導を行うとともに、心の教室相談員等を活用して教育相談体制を充実する。
- ・全教職員が児童との信頼関係を築き、正しい児童理解のもと、生徒指導体制による適切な指導を行う。
- ・「学校いじめ防止基本方針」に基づき、学校・家庭・地域が連携し、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした姿勢で未然防止、早期発見・解消に努める。
- ・体罰の根絶については、教職員全体の共通認識を深め、指導体制を確立し、力や圧迫による指導ではなく、児童を真に大切にせる教育活動を展開する。
- ・不登校または不登校の兆しのある児童に対して家庭訪問をするなど、早期の学校復帰のための取組を進めるとともに、日々の学校生活において、児童の主体的・共同的な活動、自己存在感や充実感を感じられる居場所づくり等の取組を推進する。
- ・情報モラルの指導に努めるとともに、携帯・ネット上の犯罪に巻き込まれないよう、家庭でのルールづくりなど保護者への啓発を行い、被害・加害から児童を守る支援体制を確立する。

(7) 学びを支える教育環境の充実

①教育環境の活用について

・ICT を効果的に活用し、個に応じた家庭学習の充実を実現するため、教職員・児童に対し配備された 1 人 1 台のタブレット端末や周辺機器等をさらに一層活用し教育の情報化を推進する。さらに、教職員が子どもと向き合い、指導に専念できる時間をより多く確保するためにも ICT を活用し、校務の軽減と効果的・効率的な学校運営に取り組む。

(8) 生涯学習の推進と図書館の充実

①学校図書館機能の充実について

・児童が読書の楽しさや喜びを味わうことで、豊かな心を育てるとともに、主体的に問題解決や探究活動に取り組むことによって、情報活用能力等の育成をめざす。

・本校の学校図書館運営計画に則って、司書教諭・学校司書を中心に、読書活動を推進し、学校全体で授業等における学校図書館の効果的な活用に積極的に取り組む。

・昨年度から本校に配置された学校司書の専門性を活かし、児童の実態に応じて読書活動を推進し、学校図書館の整備、充実を推進する。